

函館市における休日の部活動地域移行推進計画【概要版】1/2

1 部活動の地域移行の背景

- ・少子化や学校の働き方改革を背景に、部活動をこれまでと同じ体制で運営し続けていくことが厳しい状況となっています。
- ・部活動の維持が困難になる前に、学校と地域との連携・協働により、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の場として新たに地域クラブ活動を整備する「部活動の地域移行」の方向性が国から示されました。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

※ 今後の国等の動向や本市の実情を踏まえ、継続的に課題を検証しながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 基本理念・基本目標・推進方針

(1) 基本理念

函館市の子どもたちが、将来にわたり、運動・スポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備し、多様な活動の機会を確保します。

(2) 基本目標

令和11年度までには、可能な種目で月2回以上、休日の地域クラブ活動を実施します。

(3) 推進方針

- ① 子どもたちが運動・スポーツ、文化芸術活動に親しむことができる機会の提供
- ② 様々な運営主体による多様な地域クラブ活動の展開
- ③ 安全で適切な活動と持続可能な運営体制の構築
- ④ 学校における働き方改革に伴う教育の質の向上
- ⑤ 段階的な体制の整備と継続的な課題検証

4 地域移行の進め方

(1) 学校教育から社会教育へ

- ・休日の生徒の活動を、学校教育の部活動から地域で行う社会教育の地域クラブ活動へ移行することにより、今後も、子どもたちに運動・スポーツ、文化芸術活動に親しむことができる機会や部活動にはない種目を体験する機会を提供します。
- ・地域クラブ活動では、これまで部活動が有してきた教育的意義を継承したうえで、地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた新たな学びにより、生徒の価値観が広がるよう、地域が一体となって、多様な運動・スポーツ、文化芸術活動ができる環境の整備を目指します。

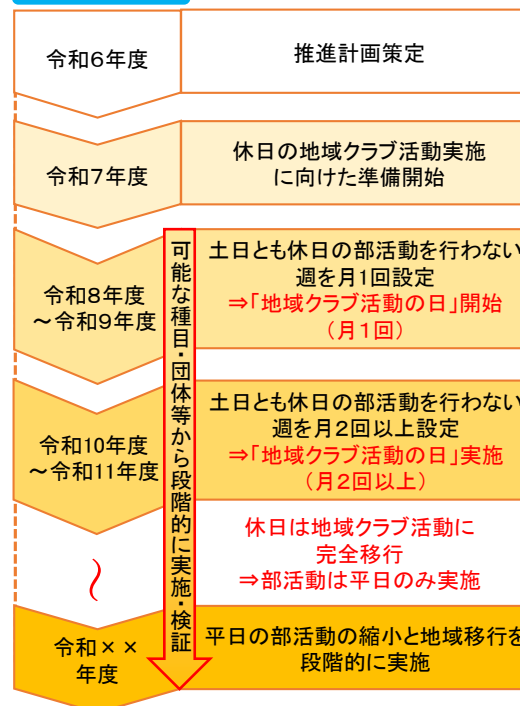
(2) 部活動と地域クラブ活動の併存

- ・地域クラブ活動の実施には、運営主体や指導者の確保、活動場所の設定など課題が多く、平日も含め部活動を完全に地域へ移行するには相当の時間を要することから、その間、部活動と地域クラブ活動は併存することとなります。
 - ・休日の部活動を地域クラブ活動に完全に移行するまでの間は、拠点校方式による部活動※の整備・拡充を進め、部活動数の縮減と規模の適正化を図りつつ、生徒の活動機会を確保していきます。
- ※ 拠点校方式による部活動
学校に希望する部活動がない、希望する部活動はあるが人数が少なかったり、専門的に指導できる顧問がいなかったりする場合に、拠点校となる学校が受け入れる方式です。

(3) スケジュール・1か月の活動日のイメージ

- ・休日の部活動から段階的に地域移行を進めます。
- ・「土日とも休日の部活動を行わない週」を設定し、その土日いずれかの1日を「地域クラブ活動の日」として、地域の様々な運営主体が受け皿となる多様な地域クラブ活動を実施します。
- ・令和7年度から地域クラブ活動の運営体制や実施方法等、具体の検討を始めます。
- ・令和8年度から「地域クラブ活動の日」の週を月1回、令和10年度以降は月2回以上に設定します。

スケジュール



1か月の活動日のイメージ

【令和8～9年度】
（地域クラブ活動の日は月1回）

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
学校	学校	休業日	学校	学校	学校	休業日
8	9	10	11	12	13	14
学校	学校	休業日	学校	学校	休業日	休業日
15	16	17	18	19	20	21
学校	学校	休業日	学校	学校	学校	休業日
22	23	24	25	26	27	28
学校	学校	休業日	学校	学校	学校	休業日
29	30	31				
学校	学校	休業日				

【令和10～11年度】
（地域クラブ活動の日は月2回以上）

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
学校	学校	休業日	学校	学校	学校	休業日
8	9	10	11	12	13	14
学校	学校	休業日	学校	学校	休業日	休業日
15	16	17	18	19	20	21
学校	学校	休業日	学校	学校	学校	休業日
22	23	24	25	26	27	28
学校	学校	休業日	学校	学校	休業日	休業日
29	30	31				
学校	学校	休業日				

※ 実際の土日とも休日の部活動を行わない週は、学校と協議のうえ設定します。

函館市における休日の部活動地域移行推進計画【概要版】2/2

5 休日の地域クラブ活動とは

(1) 想定される活動

- ① 部活動から地域クラブ活動へ移行するもの（部活動で実施している種目）
- ② 部活動にはない種目を地域クラブ活動として新たに実施するもの
- ③ 既に地域で実施している活動に中学生を参加対象に加えるなど、地域クラブ活動として新たに位置付け実施するもの（ただし、独自の活動規程に沿って運営するものは除く）

(2) 活動時間等

地域クラブ活動は、休日の活動時間は長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととするなど、「市立学校に係る部活動の方針」に則した活動となります。

(3) 活動パターン

地域クラブ活動は、種目、運営主体、活動内容、活動場所、参加対象の範囲、活動の方向性により、様々な活動パターンで実施されることが想定されます。

指導者学校派遣型

生徒は、現行の部活動で、平日は教職員の顧問、「地域クラブ活動の日」は運営主体が派遣する指導者のもとで活動します。

【参加対象範囲：各学校の生徒】

- ・部員数が確保され活動に支障がない場合
- ・生徒が希望する部活動が開設されている場合

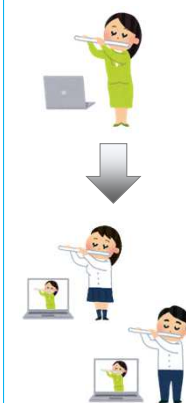
【運営主体例】

保護者会、OB・OG、各種競技協会・文化芸術団体、スポーツ少年団など

【参加対象範囲：複数の学校の生徒】

- ・合同で実施することで、部員数が確保され、活動内容が充実する場合

必要に応じて
オンラインの活用
(遠隔指導)



生徒団体参加型

生徒は、部活動の種目に限らず、地域クラブが運営する多様な活動(体験)に参加します。

【部活動にある種目】

【運営主体例】

総合型地域スポーツクラブ、各種競技協会・文化芸術団体、スポーツ少年団、民間事業者、大学 など

【参加対象範囲：すべての生徒】

【部活動にはない種目】



(4) 参加イメージ

- ・自分が所属している部活動の種目に限らず、地域クラブが行う種目を自分で選んで参加することができます。
- ・複数の地域クラブ活動に参加することもできます。
- ・部活動に参加していない場合でも参加できます。

【平日は野球部に所属しているA君の場合】

平日	選択できる参加内容	休日
野球	平日と休日が同じ種目	野球
	平日と休日が別の運動・スポーツ	サッカー
	平日と休日が別の文化芸術活動	合唱
	平日の種目を支える活動	体幹トレーニング
	休日は自分の趣味や休息	参加しない



【平日は吹奏楽部に所属しているBさんの場合】

平日	選択できる参加内容	休日
吹奏楽	平日と休日が同じ種目	吹奏楽
	平日と休日が別の運動・スポーツ	バドミントン
	平日と休日が別の文化芸術活動	将棋
	平日の種目を支える活動	楽器別講習会
	休日は自分の趣味や休息	参加しない



【平日は部活動に参加していないCさんの場合】

平日	選択できる参加内容	休日
活動なし	休日のみ参加の運動・スポーツ	モルック
	休日のみ参加の文化芸術活動	茶道
	休日は自分の趣味や休息	参加しない



6 休日の地域クラブ活動の考え方

(1) 管理・運営体制

- ① 運営主体（地域クラブ等）の役割
- ② 活動日（「地域クラブ活動の日」）
- ③ 活動時間、休養日
- ④ 活動パターン、参加イメージ
- ⑤ 活動方針等
- ⑥ 安全・安心な活動のための学校等との連携
- ⑦ 緊急時の対応
- ⑧ 管理責任
- ⑨ 情報発信

(2) 指導者の確保・適切な指導による活動の実施

- ① 指導者の確保
- ② 教職員による活動への参画
- ③ 適切な指導による活動の実施

(3) 施設等の利用

- ① 学校施設の利用
- ② 用具・備品等の保管・利用

(4) 大会・コンクール等への参加

(5) 活動に係る経費等

- ① 費用負担の原則
- ② 保険・補償